

猿江恩賜公園マネジメントプラン(案)

令和 8 (2026) 年 1 月
東京都 建設局

目次

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	10
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	13
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

はじめに

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弹力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名 称 東京都市計画公園第6・5・11号猿江公園
位 置 江東区猿江二丁目、住吉二丁目及び毛利二丁目各地内
面 積 17.40ha
種 別 運動公園
決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
(最終) 昭和53年10月4日 東京都告示第1011号

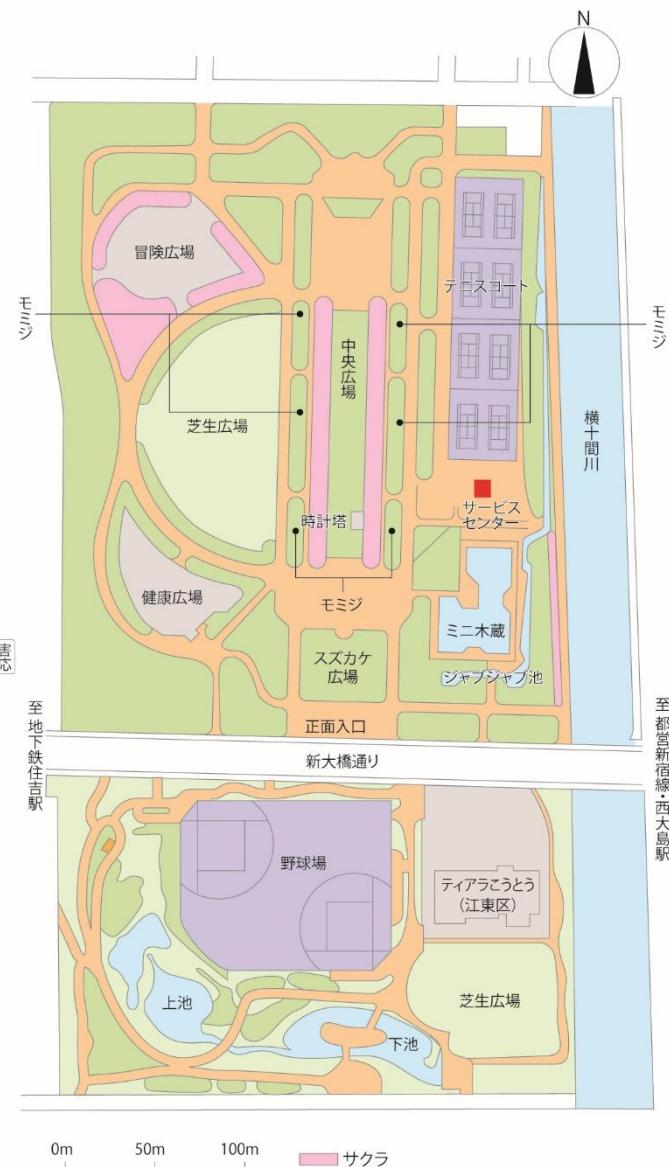
2 開園の概要

名 称 都立猿江恩賜公園 (さるえおんしこうえん)
開園日 昭和7年4月29日
開園面積 145,088.43 m² (令和7年11月1日現在)
公園種別 運動公園
所在地 江東区住吉二丁目、毛利二丁目
アクセス 都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」、JR総武線「錦糸町」

3 主な公園施設

管理事務所、冒険広場、芝生広場、中央広場、健康広場、スズカケ広場、ミニ木蔵、じゃぶじゃぶ池、野球場兼競技場、テニスコート、日本庭園、時計塔、ティアラこうとう(区営)

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は幕府～皇室御用材の貯木場（木蔵）として由緒ある土地であった。昭和47年、東京営林局より貯木場を取得し、防災広場を兼ねた園地として造成することが基本方針とされた。

東京営林局長は、猿江貯木場としての歴史に鑑み、後世への伝承ならびに、一部遺物の保存を買収の条件としたので、その後の公園計画にこの条件が反映されることになった（ミニ木蔵）。

また、地域住民の要望により、ミニ木蔵、せせらぎ小川や時計塔、桜山、桜広場などが園内に導入され、歴史ある貯木場の面影も残しており、地域性の強い公園となっている。本公園は、緑の環境が著しく少ない周辺市街地の中にあって、かつての貯木場としての歴史を踏まえつつ、水をテーマとした緑豊かな憩いの空間として重要な役割を担っている。

なお、東京都地域防災計画及び江東区、墨田区の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

（1）周辺の土地利用

- ・公園へのアクセスは、公園の東隣に住吉駅（都営地下鉄新宿線及び東京メトロ半蔵門線）、公園の北400mに錦糸町駅（JR総武線及び東京メトロ半蔵門線）が主な手段となる。このほか亀戸駅も北東600mで徒歩圏内にある。
- ・本公園の周辺部一帯は大半が準工業地域であり、公園の西側には戸建て住宅が密集している地域がある。
- ・近傍には北側500mの位置に錦糸公園が総武線を挟んで位置し、南西約1kmには木場公園が立地している。
- ・本公園は南北方向に縦長方形の敷地形状であるが、敷地のやや南よりに東西方向に通じる新大橋通りにより、公園区域が分断されている。また、南地区の公園区域東部分には江東区の公会堂（ティアラこうとう）が設置許可されている。

（2）自然環境

- ・この一帯は江戸時代初期に開村された、本村町と呼ばれる古い村落であった。
- ・本公園の東隣の横十間川は、本公園が猿江材木蔵であった時代の水運ルートであり、かつては江東区の水上バスの運行があった（1998年11月運行中止）。
- ・現状ではこうした昔を偲ぶ要素がほとんど消失しており、横十間川の存在は重要である。川はコンクリート3面貼り護岸であるが、木製の歩道が川の両岸に設置され、緑化されている。
- ・北地区の公園開園は昭和56年で、年月を経て植栽地の緑が成育し、濃密な緑の環境が形成されており、緑の少ない周辺部での貴重な緑のオアシスとなっている。

6 利用概況及び特色

交通の利便性が高いが、本公園の利用者は徒歩、自転車による地域の利用者が多い。犬の散歩やウォーキング、ジョギング、近隣就業者の休息等、平日でも利用者が多い。

①ミニ木蔵

かつての木場の水面景観を再現する池で、護岸の石はかつて材木の重しに使われていたものが再利用されたものである。

②じゃぶじゃぶ池・流れ

自然の川の景観をモデルとした流れで、夏には子どもたちの水遊び場となる。

③冒険広場

7種類の木製アスレチック遊具があり、子どもたちでぎわっている。

④日本庭園

南地区に整備されている庭園で、滝、休憩所、涼み台などがある。

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

公園の歴史や地域の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全や防災機能の強化等を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことについて重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的な内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスター・プランと連動している。

重点取組

(1) 生物多様性の保全と回復

【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。公園の特色に応じた希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。

- 観察会やかいぼり等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やことものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

(2) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(3) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組みます。

(4) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(5) 歴史と文化の継承と活用

【施策4 歴史と文化をまもる】

- 公園の成り立ちを伝える施設等を生かして、東京や地域の歴史を発信するとともに、後世に伝えます。

(6) 健康増進に向けた環境の整備

【施策 7 笑顔をふやす】

- 高齢者をはじめ誰もが気軽に健康増進を図れるように、公園の特性や利用状況を踏まえ、健康遊具の設置やウォーキングコースの設定等を行います。

(7) インクルーシブな公園の創出

【施策 8 つながりをふやす】

- 障がいのある子もない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。
- 「だれもが遊べる児童遊具広場」への移動円滑化や近傍トイレのユニバーサルシートの設置など、遊具広場の整備と併せて、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。

(8) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策 9 施設や空間をかえる】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、段差解消、トイレのバリアフリー化や機能分散、サインの多言語化等のバリアフリー化を目指し、「誰もが利用しやすい公園等の整備」事業を実施します。
- こどもを連れて安心して利用できるように、授乳やおむつ替え等のできるスペースの充実を図ります。
- 障がいのある子もない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。（再掲）

(9) サードプレイスとなる環境づくり

【施策 10 楽しみ方をかえる】

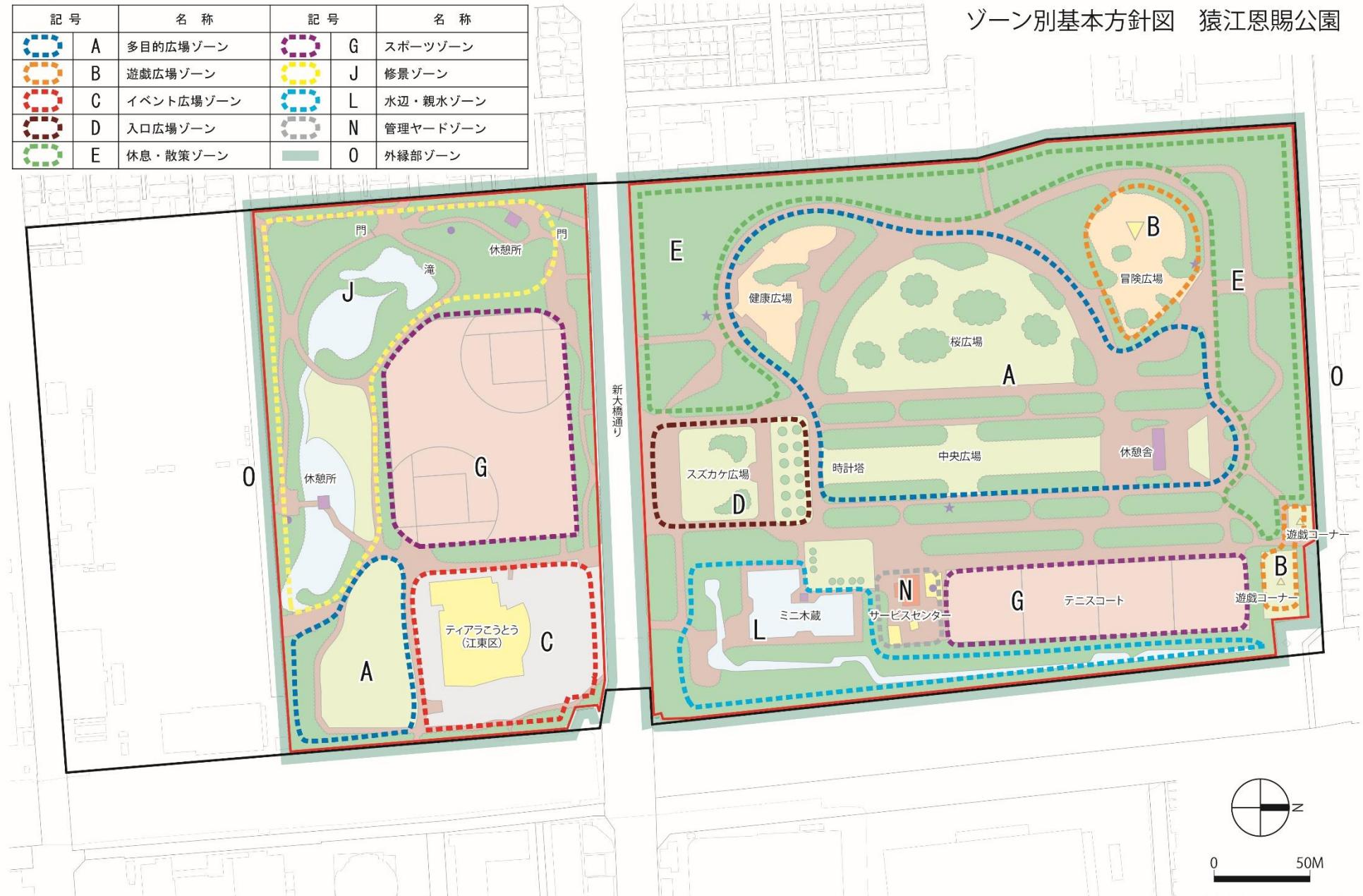
- こどもからお年寄りまで公園に訪れた幅広い人たちが公園に滞在する時間を豊かに過ごせるよう、軽量チェアやパラソル、マットや遊び道具等の貸出を行うなど、新たなサービスを提供します。

2. ゾーン別基本方針

凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称
	A 多目的広場ゾーン		G スポーツゾーン
	B 遊戯広場ゾーン		J 修景ゾーン
	C イベント広場ゾーン		L 水辺・親水ゾーン
	D 入口広場ゾーン		N 管理ヤードゾーン
	E 休息・散策ゾーン		O 外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 猿江恩賜公園



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・中央広場のあるゾーン 憩い・レクリエーションなど多目的に利用される。公園の中心的施設で、主に地域の憩いの広場として対応していく。 ・桜広場のあるゾーン 普段は昼食をとったり、軽スポーツなどを楽しんだりする場として対応していく。なお、多くの桜が植栽され、春にはお花見の名所となっていることから、それに対応していく。 ・健康広場のあるゾーン 健康増進を図るために、各種の健康器具とバスケットゴールが配置されており、幅広い年齢層の利用に対応していく。 ・南地区の芝生広場のあるゾーン 隣接する横十間川の親水空間との連続的な利用に対応していく。

記号	区分	基本方針
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・冒険広場のあるゾーン 子どもの遊び場のゾーンとして、安全性の高い、多様な遊具の充実を図るとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な利用に対応していく。 ・幼児の遊び場のあるゾーン 北東角の区営のポケット広場と一体的な空間として、遊びや休憩の利用に対応していく。
C	イベント広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂のあるゾーン 設置許可施設である江東区公会堂「ティアラ江東」の利用者が訪れるゾーンであり、公園施設と一体的な利用に対応していく。
D	入口広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のメイン入口の広場となるゾーン スズカケ広場という愛称があり、プラタナス（スズカケノキ）の植栽により個性的なイメージの広場を形成し、待合せや休憩等の利用に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・外周の植込みのあるゾーン 緑の中での休憩・散策や身近な生物の生息・生育環境として、延焼防止のための樹林帯として機能するよう対応していく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートと野球場兼競技場のあるゾーン テニスコート（8面）（北地区）、野球場兼競技場（2面）（南地区）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。 なお、野球場兼競技場は、東京都地域防災計画で医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
J	修景ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・日本庭園風の園地のあるゾーン 池・流れを中心とした日本庭園風の修景、豊かな緑と潤いある水景により四季の移ろいを感じられる憩い・散策空間として静的な利用に対応していく。 生物多様性を高め、調査や観察会を地域とのつながりの中で行っていく。
L	水辺・親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・横十間川に接する北側地区の東側ゾーン せせらぎ及び木蔵の伝統を継承する池「ミニ木蔵」周辺は、夏季には子どもたちや親子連れの利用に留意して、水と緑にふれあえる空間として対応していく。
N	管理ヤードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。

記号	区分	基本方針
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、横十間川と接する東側は、一体感を創出するとともに転落防止等に対応していく。また、新大橋通などの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

III 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

周辺土地利用図(地図)

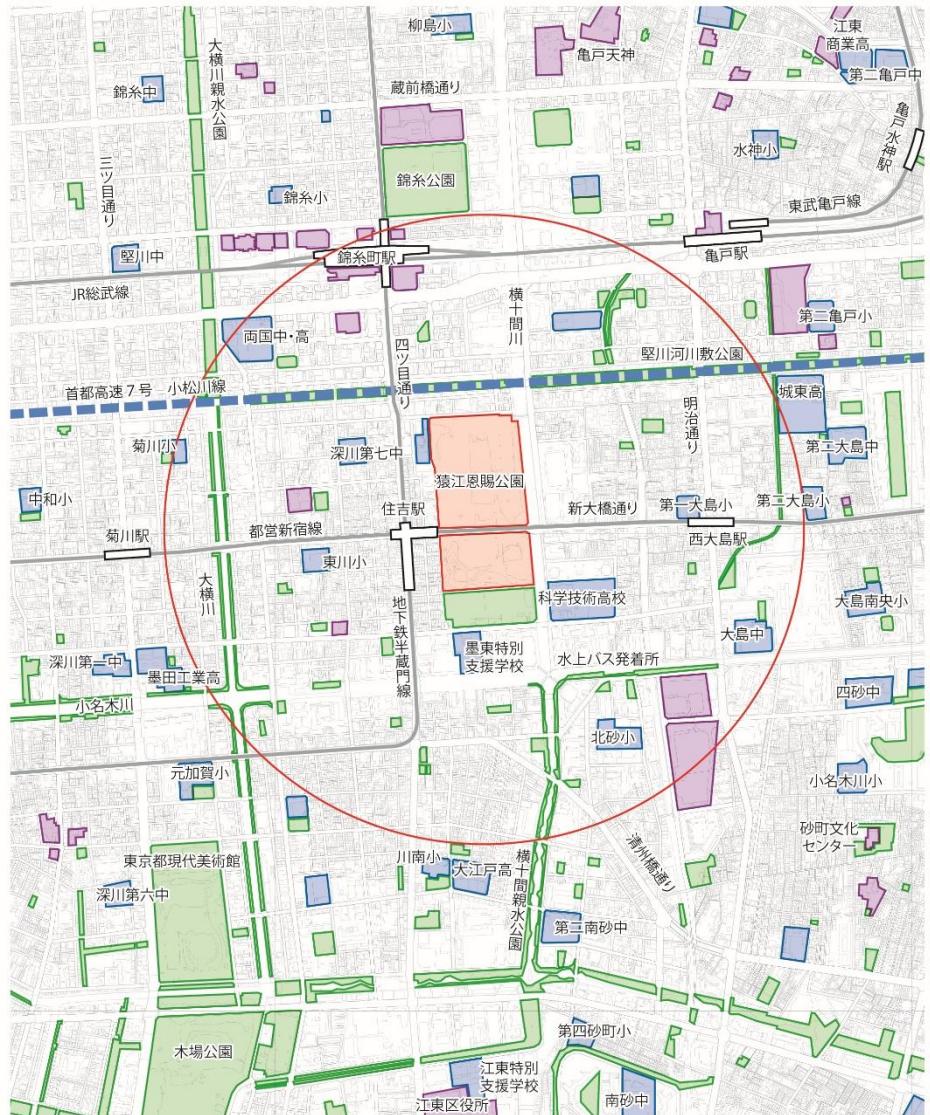
猿江恩賜公園



—：開園区域

：都市計画決定区域

猿江恩賜公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29閏公第444号)を得て作成した東京都地形図($S=1:2,500$)を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■:公園緑地 ■:学校

■:特徴的な建物(神社仏閣など)

■:開園区域

-----:高速公路

— — : 鉄道

A horizontal scale bar with tick marks at 0, 500, and 1000M. A vertical line with a crosshair is positioned at the 1000M mark.

園内の写真



屋敷門



池周辺



ミニ木蔵



テニスコート



冒險広場



スズカケ広場

IV 資料編

■公園の沿革

享保年間	本所横網町より移転された幕府の材木貯蔵所で猿江御材木蔵と称され明治初年宮内省御料局貯材所となり南葛第一御料地と称せられた	昭和 58 年	テニスコート設置
大正 13 年 1 月	昭和天皇陛下御成婚記念として公園及び社会事業施設用地とすべき条件のもとに御料地の南半分、1,972 坪を東京市に下賜	昭和 63 年度	南区域の一部の日本庭園化工事を実施
大正 13 年 10 月	東京市参事会において、御下賜地の内 3,769 坪を社会事業用地とし、残余 15,993 坪を公園とすることが議定	平成元年 6 月	0.3ha を追加開園
昭和 4 年 7 月	工事に着手、昭和 7 年 4 月竣工	平成 3 年 6 月	0.04ha を追加開園
昭和 7 年 4 月	東京市告示第 449 号により 4.8ha を開園、ドイツの表現主義の影響を受けた斬新なデザインの震災復興公園であった		
昭和 18 年	東京都防衛局において地下防空壕を築造		
昭和 20 年 3 月	園内一部に戦災屍の仮埋葬、昭和 25 年仮埋葬屍体の改葬		
昭和 21 年 4 月	貯木場を含む区域を戦災復興院告示第 14 号により東京都市計画猿江公園として決定		
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定		
昭和 40 年 3 月	ボート池を埋立、江東公会堂を設置許可、公園事務所を新築		
昭和 46 年 6 月	39.58 m ² を追加開園		
昭和 47 年 12 月	国より買収及び交換により貯木場 (8.5ha) を取得		
昭和 51~53 年	地盤改良工事が 3 カ年にわたり行われた		
昭和 53 年 10 月	東京都告示第 1011 号により、都市計画変更		
昭和 56 年 12 月	旧東京営林局の猿江貯木場跡地 9.3ha を追加開園		

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスター プラン策定
平成 18 年 12 月 猿江恩賜公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月 猿江恩賜公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定
猿江恩賜公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月 猿江恩賜公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスター プラン改定
令和 8 年 3 月 猿江恩賜公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6 年度	5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
年間総計 (人)	1,665,911	1,566,896	1,479,090	1,525,358	1,546,204

2)月別利用者数の推移

6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年間総数 (人)	240,231	236,156	107,271	76,220	80,556	93,027
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	130,021	150,967	127,878	121,971	132,452	169,161

3)有料施設の利用状況 (件)

施設名	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
テニスコート	13,729	13,595	13,095	12,381	8,254
野球場	1,959	2,090	2,016	1,834	1,140

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ペットマナーアップ活動	6月29日、11月30日	13
	2	季節の装飾展示(端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス、正月)	4月、5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月	1,350
都民協働	1	花壇作り	通年	92
	2	スクールパートナー	5月、6月、12月	240
	3	公園サポーター	6月22日、10月26日	109
	4	いきもの調査	通年	60
	5	利用促進ボランティア	5月、7月、8月、10月、1月	333
	6	地域の多様な団体と連携した取り組み	通年	120
自主事業	1	ガーデニングデスク	通年	26
	2	森の絵本	通年	710
	3	アウトドアフィットネス	通年	285
	4	臨時売店	通年	1,700
	5	自然観察会	通年	250
	6	遊びキャラバン	4月、6月、7月、9月、12月、1月	500
	7	チューリップフェスタ	4月12日～14日	1,800

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
友の会	花壇作り	5
和ぎの会	利用促進イベント	2
毛利小学校	農園作業、授業他	40
都立科学技術高校	いきもの調査	20
東京農工大学	いきもの調査	5
環境工科専門学校	授業	50

■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略（令和 7 年 3 月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和 5 年 6 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和 6 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）
(本公園の位置付け：避難場所、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地)
- ・江東区地域防災計画（令和 6 年度修正）
- ・墨田区地域防災計画（令和 6 年度修正）